

## 論説

# ＜いじめ＞問題を深刻化させる教育基本法「改正」法案

新自由主義的教育改革の中で、追い詰められる〈教師と子ども〉

2006年11月9日

教育基本法「改正」情報センター T・K

## 1. 現行の教育基本法を生かす道こそ、「いじめ」問題を克服する手がかりに —教育基本法「改正」案では、解決しないどころか悪化へ

いじめ自殺の連鎖現象おきており、多くの国民が、この現象に心を痛めています。そして、高校段階の未履修問題とともに、いじめ克服のためにどうすればいいのか、真剣に考えることが求められており、これら現実の問題に目を向け、今おきている現実の問題にメスを入れることが喫緊の課題になっています。

いじめ問題の報道では、子どもに直接関わっている学校や教師の責任問題に傾きがちですが、例えば以下のように重大問題として論じられています。

○「いじめによる児童生徒の自殺が相次いでいる。重圧に耐えられなくなった子どもたちは、ほかの事件に触発されて死を選ぶのだろうか。非常事態である。かけがえのない命がこれ以上失われないよう対策が必要である」

○「最も大きな責任を負っているのは、直接の現場である学校であり教師だろう。残念ながら、これまでの事件では、学校や教師、教育委員会などの対応に大いに問題があったのではないか」

○「小学6年の女兒が自殺した北海道滝川市では、学校や市教委は女兒の遺書があるのにいじめの事実を認めなかった。市教委が認めたのは自殺から約1年たった先月初めのことだ。いじめの事実と正面から向き合おうとしない姿勢は許せない。ありのままの事実を認めるのでなければ、再発防止などできるはずがない」

○「文科省の統計では、全国の公立小中高でのいじめは、ここ10年間は減少傾向で、いじめ自殺は7年連続ゼロだった。その背後に、こんな隠ぺいがあるのなら何のための統計か。調査方法を早急に改善すべきだ」。

○「今治市島しょ部で中学1年の男子が自殺した事件でも、学校側はいじめの事実を把握していながら、深刻さに気付かず、事件を防げなかった。教師や学校はあまりにも鈍感だったといわざるを得ない。子どもたちがどれだけ悩みや苦しみを抱えているのか、それを察し改善していくのが、教師や学校の役目のはず」（以上の参考文献＝愛媛新聞11・1付記事）。

これらの論説の多くは正しい側面をもっており、「子どもたちがどれだけ悩みや苦しみを抱えているのかを察し改善していくのが、教師や学校の役目のぼす」という指

摘も、正しいものだと思います。ただ、現代日本の「教師や学校」が、〈目の前の子ども達とじっくり向き合え、そして人間的な関係性を築けるようになっていくのか〉という視点もふくめ、文部科学省が進めている文教政策の下で、「学校と教師」がいじめ現象を克服できないような状況に追い込まれている実態にもメスを入れなければならないのではないのでしょうか。そして、この問題は、教育基本法「改正」問題とも深く関係しているのです。

## ●今、教育基本法を生かすとき——現行法第2条「教育の方針」の意味と意義

政府の教育基本法「改正」案は、現行法を全部改訂する法案ですが、政府・文科省は、特に現行法の第1条「教育の目的」と、この第1条を支えている第2条「教育の方針」及び第10条「教育行政」の3条項をアタック（攻撃）し、『教育の自主性』保障法である現行法を、「教育の国家統制法」に変えようとしています。

いじめ問題との関わりでいえば、特に現行法の第2条と第10条が重要な条項といえますので、これらの条文に即して、「いじめ問題」との関係を考えることにします。

まず、現行・教育基本法の第2条「教育の方針」ですが、ここには「教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、実際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない」と書かれています。政府提出の「改正」案は、この条文を完全に削除し、まったく性格の異なる条文に変えています（政府案第2条「教育の目標」）、現行法の第2条「教育の方針」は、日常的に生かしていくべき〈教育の条理や理念〉を示した条文です。つまり、現行の教育基本法には、〈教育という営みは、教える者（教師）と学ぶ者（子ども）、学ぶ者（子ども）同士が、自由に学び問ひあう営みであり、「自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献する」営みである〉という、とても大切な教育原理が明示されているのです。特に、教師と子ども、子どもと子どもとが、互いに他を人間として尊重しあいながら、文化の創造と発展に寄与していく、という視点がとても大切です。教師と子ども、子ども同士は、最初から「自他の敬愛と協力」関係にあるわけではないでしょう。しかし、そうした良き関係性を徐々に築いていくことが学校教育という営みの基礎や土台にあるのではないのでしょうか。そして、そうした良き関係性を築く中ではじめて、現場教師は、いじめ問題をはじめ、子ども達が抱えている悩みや苦しみを察することも可能になり、子ども達の悩みや苦しみを真に軽減するための措置を講じることもできるのです。言い換えれば、現行法の教育理念を生かしていくことこそが、いじめ克服のための大きな手がかりになるわけです。

しかし、政府提出の「改正」案には、「第2条・教育の目標」（第3号）の中に「自他の敬愛と協力を重んずる」という表現だけは残しているものの、それは上から子どもに教え込む徳目の一つに変えられています。そして、政府の「改正」案には、子どもの規範意識やモラルを高める指導を徹底して「いじめを克服する」という視点しかありません。子ども達の「いじめ」は、一多くの場合一担任の教師や学校関係者に気づかれないような空間や場所で起きている現象ですから、教師が子ども達に対し、大

人の規律や感じ方を一方的にお説教しても、根本的な解決にはならないのです。

## ●「学校や教師」は、子どもに直接責任を負う存在でなくなる？！

また、政府提出の教育基本法「改正」案は、現行「教育基本法第10条の1項」に書かれている「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」という記述のうち、「国民全体に対し直接に責任を負って行われる」という箇所を削除し、「教育は、(中略)この法律および他の法律の定めるところにより行われるべきもの」という規定に変更しています。

目の前の子ども達の状態や子ども達の成長発達に対し、〈直接的〉に責任をおって対応しているのは、教師や学校です。しかし、政府案によると、教師や学校は、目の前の子ども達の状態や子ども達の成長発達に〈直接的〉に責任を負うのではなく、「改正」後の教育基本法や教育行政機関等が決めた法律に従うことによって、〈間接的なかたち〉で国民(父母や子ども)に責任を負い、対応することになっています。ですから、仮に、教育基本法が政府案どおりに「改正」されてしまえば、「学校や教師」は、目の前の子ども達の状態に心を寄せて教育活動を展開したいと主観的に考えていたとしても、それよりも、「改正」後の教育基本法や教育行政機関等が決めた法律等に従いながら教育活動をしなければならない、という強い圧力の下におかれてしまうのです。

教育という営みが、「改正」後の新しい教育基本法という「法律および他の法律の定めるところにより行われるべきもの」と規定されてしまっているからです。簡単にいえば、「学校と教師」は、現場に直接責任をもつのではなく、現場に対し間接的に責任をもつ存在になってしまい、現実の子ども達の状態に直接的に応答する存在でもなくなってしまうのです。

「いじめ問題」は、現実の子ども達の悩みや苦しみ、子ども達の思いや願いに心を寄せる「学校や教師」によってこそ、克服することが可能になる性格の問題です。そして、政府案のように「学校や教師」を法律や数値目標等で雁字搦めにしてしまえば、「いじめ克服」への道は閉ざされてしまいます。

現行の教育基本法は、それ自身、法律でありながら、教育という営みを法律で事細かく縛ることなく、「教育の自由」や「教育の自主性」を尊重している、教育の理念法です。教育基本法の制定過程に深く関与した南原繁・元東大総長も、「文部省が、これまで(戦前・戦中)のごとき教育方針や内容について指示する代わりに、教育者の自主的精神を尊重し、むしろ教育者の自由を守り、さらに教育のため広汎な財政上、あるいは技術上の援助奉仕に当たるといった性格転換を行ったことは、特記されなければならない」と指摘しています(『南原繁著作集』第8巻)。教育基本法は、南原が同じ論文で指摘しているように、学校に「自由清新の雰囲気をつくり出す」ために作られたものです。政府の「改正」案は、「学校と教師」に対して、強い圧迫感と実際的な国家統制をもたらすものですが、学校に〈自由でのびのびとした雰囲気〉をつくることができなければ、陰湿ないじめ現象はなくならないのではないのでしょうか。

● “間接責任”のもとでのいじめ対策は、いじめられている子どもだけでなく、いじめている子どもも追い詰めるだけ

政府法案に規定されている“間接責任”のもとでは、“正義の鉄槌”の名のもとにいじめの表面的な“一掃”が行われることとなります。これは、状況をさらに悪化させることになるでしょう。

教基法が改正されて、全国学力テスト、学校評価、学校選択などの施策を政府がフリーハンドで実行できるようになれば、いじめの本当の原因となっている日本の高度に競争主義的な教育制度によるプレッシャーはますます重く子どもにのしかかることとなります。

そして、改正後に予定されている教育振興基本計画には、いじめや不登校件数の減少を数値目標化することが予定されています。“間接責任”のもとでは、子どもとの人間的な関係をまずは回復し、その結果、いじめを解決するという“直接責任”に基づく本来の道筋が忘れ去られ、「学校と教師」にとって数値目標の達成が自己目的化して、“規範意識”の欠如したいじめっ子を探し出し、“規律違反”だと非難して懲罰を加えることに躍起になることは確実です。例えば、出席停止措置（これは義務教育でも可能）の乱発によるいじめっ子排除が横行するでしょう。これでは、潜行性をその性格としているいじめが、ますます目に見えにくいものとなり、より陰湿なものになることは明らかです。

しかも、後で述べるように、いじめられている子どもが自分の身を守る最後の手段である不登校も、その減少が数値目標化されることになるので、不登校さえも許されず、あるいは、徹底的に潜行化したいじめのある学校に戻れ、という登校刺激に、子どもはさらされ続けることとなります。

“極度に”競争主義的な教育制度から受けるプレッシャーの他の子どもへの転嫁を意味するいじめが一端表に出れば、いじめっ子は学校から排除されるので、いじめはますます潜行化し、陰湿化します。いじめられっ子は、自分の身を守る不登校をすることもままならず、より陰湿化したいじめを前にして、“自己破壊”の道を選ばざるを得なくなります。

## 2. 文部省・文科省の「いじめ対策」を検証する

### —1995年「文部省『いじめ対策緊急会議』アピール」をめぐって

1995年、愛知県の中学2年生がいじめを苦に自らの命を絶った事件がありました。この事件が当時の日本社会に大きな衝撃と深い悲しみをもたらしたことを受けて、文部省は、「いじめ対策緊急会議」を設置し、「いじめ対策緊急会議アピール」を発表します。そして、文部省（文科省）は、その後も、いくつかの施策を、「初等中等局長」名でだしています。しかし、「文部省『いじめ対策緊急会議』アピール」は、教育関係者から「このアピールには、いくつかの問題点がある」と指摘されていたものです。例えば、このアピールが、「子どもが、必要なときにはすぐに親や教師に相談すること

ができるよう、子どもと親や教師との信頼関係を深めることが大切である」としながらも、「学校・家庭・社会は、社会で許されない行為は子どもでも許されないとの強い認識に立って子どもに臨むべきであり、子どももその自覚を特つこと」と強調していた問題です。確かに、いじめは許されない行為です。しかし、文部省がいじめ現象の犯人を、「いじめっ子」の側にあると一方的に断定し、道徳教育の強化などによって、いじめ問題を解決しようとしていたことは問題です。なぜなら、少なくない「いじめっ子」が、かつては「いじめを受ける側」にいた問題状況や不本意なかたちで「いじめ行為」に同調している問題（「いじめる側に同調しないと、いじめられてしまうのではないか」という恐怖心から、いじめ行為に同調している問題）など、「いじめ現象」には、非常に複雑な側面があるからです。また、競争主義的な教育政策と能力主義的な人格政策のもとで、少なくない子ども・青年が「お前は駄目な人間」とレッテルを貼られている状況も、「いじめ現象」と結びついています。差別・選別の教育政策が進行する中で、人としての尊厳性を奪われ、劣等感をもたされた子ども・青年であればあるほど、別の世界で優越感を持つようとして「いじめ行為」を行おうとする、という問題もあるわけです。しかし、文部省（文科省）は、そうした「いじめ現象」がおきる背景や温床についての検討を無視してきたのです。

文部省（文科省）の「いじめ対策」が、〈子ども達の声に誠実に耳をかたむける〉という視点を著しく軽視している点も問題です。「いじめ」が多発していた、ある児童養護施設における経験ですが、その施設の職員や新任の学園長が、子ども達の声に誠実に耳をかたむける機会を何度ももって、いじめ行為をなくせないで困っている子ども達（当事者）の事情を、十分に理解して、その上で子ども達への対応を抜本的に改善した結果、いじめ現象が激減したといえます（「民間教育研究団体」の04年度夏季大会での実践報告より）。しかし、文部省（文科省）の「いじめ対策」に関する報告などには、こうした実践例は、まったく登場していないのです。

### 3. 学校現場の多忙化、そして数値目標の導入問題

#### —「ゆとり」なき「ゆとり教育路線」の押し付け

2000年12月に教育改革国民会議がとりまとめた最終報告をうけ、文部科学省は、「21世紀教育新生プラン」を発表し、そのプランに基づく文教政策や新学習指導要領に基づく文教政策が2002年度より開始されますが、この時期を契機に、現場教師の多忙化が、きわめて深刻な状態に変貌していき、学校関係者や現場教師の多くは、目の前の子ども達とじっくり向き合ったり、関わったりすることができなくなります（「2002年問題」）。そして、文部科学省や教育行政などが、トップダウンで進める教育「改革」（＝新自由主義的教育改革）に振り回されることになってしまうのです。

従来、日本の教師は、世界の中でも「子どもをまるごと捉える」という良き資質を持っていると言われてきましたが、最近の国際比較では、その関係が逆転し、他の諸国の教師の方が「子どもをまるごと捉える資質をもっている」というデータもでてくるのです（06年10月21日、日本教育政策学会の公開研究会「教育政策と教育基本

法『改正』案」における勝野正章東大教授の指摘)。

つまり、学校現場の多忙化によって、日本の教師は、一人一人の児童生徒を深く理解することができなくなっているわけです。

1995年以降、文部省(文科省)は、「いじめ対策」として、「日頃から一人ひとりの個性を尊重し、分かりやすく楽しい授業を行うとともに、深い児童生徒理解に立ち、児童生徒がいきいきとした学校生活を送ることができるように努める」と強調し、文言上は「ゆとり教育」という名前の文教政策をうちだしていました。しかし、特に「2002年度」を契機にして、学校現場は、「分かりやすく楽しい授業を行う」ことや「児童生徒がいきいきとした学校生活を送ることができるように努める」ことが困難になってしまうのです。教師にも、子どもにも「ゆとり」なき「ゆとり教育」路線が進行していくのです。

そうした中で、教育基本法「改正」を打ち出した2003年の中央教育審議会答申は、「できる限り数値化するなど達成度の評価を容易にする」として、「いじめ、校内暴力の『5年間で半減』」を打ち出します。つまり、2003年以降、文科省は、「いじめ」克服問題を数値目標化してしまうのです。その結果、学校の管理職は、実態に反した数値を教育委員会に報告するようになり、教育委員会の側も、学校の管理職に実態を反映しない数値提出を求めるようになってしまったのです。この問題は、伊吹文科相が言うように「規範意識」に解消される問題ではなく、現在の文教政策における構造的な問題なのです。

#### 4. 「いじめ現象」の温床—高度に競争主義的な教育制度

##### —「国連子どもの権利委員会」から日本政府への勧告

前節で、「ゆとりなき、ゆとり教育」路線について指摘しましたが、文教政策に関与している人々の中から「ゆとり教育はゆるみ教育ではないか」という声等が強まり、2004年10月、中山文科相が「ゆとり教育の見直し」と「競争原理の導入」を打ち出すようになります。既に、県レベル等で学力テストが実施されていますが、2004年頃から、全国学力テストの実施も検討されはじめ、現在、2007年度から全ての小学6年生と中学3年生を対象に実施されることになっています。こうして、公教育の中に更なる「競争と格差」が持ち込まれ、「楽しい行事」が減らされる中で、学校という世界が、教師や子どもにとって、以前よりも息苦しい世界へと大きく変貌しはじめています。

以上のような日本の状況に対して、「国連子どもの権利委員会」が繰り返し懸念を表明し、日本政府に対し改善を求める勧告をだしています(1998年、2004年)。

●「締約国における高度に競争的な教育制度並びにそれが子どもの身体的及び精神的健康に与える否定的な影響に鑑み、委員会は、締約国が、条約第3条、第6条、第12条、第29条及び第31条に照らし、過度なストレス及び登校拒否を予防し、これと闘うために適切な措置をとることを勧告する」(第1回、最終所見)

●「本委員会は、締約国による教育制度改革のための努力および、教育制度を本条約によりよく適合させるための努力に留意するが、それにもかかわらず、本委員会は以下のことを懸念する。a) 教育制度の高度に競争的な性格が子どもの肉体的および精神的な健康に否定的な影響を及ぼし、かつ、子どもが最大限可能なまでに発達することを妨げていること」(第2回最終所見)。

いずれの勧告も、〈高度に競争主義的な教育制度が、子どもの肉体的、精神的な健康や成長・発達に否定的な影響を及ぼしているので、改善すべき〉というのですが、日本政府および文科省は、この勧告に反して、以前よりも「高度に競争主義的な教育制度」を導入しようとしています。「高度に競争主義的な教育制度」は、「いじめ現象」の背景になっている問題ですから、いじめ克服のためにも、「高度に競争主義的な教育制度」を是正していくことが不可欠です。にもかかわらず、政府・文科省は、教育基本法を「改正」し、全国学力テストの実施をはじめ、今の教育制度をさらに競争主義的な制度に変えようとしています。

例えば、「高度に競争主義的な教育制度が、子どもの肉体的、精神的な健康や成長・発達に否定的な影響を及ぼしている」実態の典型例ですが、2004年の子どもの実態調査において、「小学生で12人に1人、中学生で4人に1人が『うつ』になっている」という衝撃的な事実が報告され、その報告が週刊誌でもとりあげられました。これは、文部科学省が取り組んだ、「子どものうつ」実態調査において、そのチームリーダーをつとめた伝田健三教授(北海道大学)が発表した調査結果です(伝田健三『子どものうつの叫び』講談社、04年11月刊)。また、朝日新聞も、「小学生4~6年生の約10人に1人以上が、『眠れない』『何をしても楽しくない』といった抑うつ傾向を示していることが、筑波大学の5都県3300人以上の児童を対象にした調査でわかり、2004年7月2日から始まる第1回日本うつ病学会で発表(された)」と報道しています(参考文献:朝日新聞2004年7月2日付。佐藤寛・新井邦二郎「子どもの抑うつ傾向」『女性&運動』誌04年9月号)。従来、「子ども期には、うつ病はない」と言われてきた通説が、日本の子ども調査によって崩れ、近年、「子どもとうつ」に関する著作が盛んに出版されるようになってきているわけですが、それだけ、現代日本では、「高度に競争主義的な教育制度」の下で、子ども達は過度のストレスを負わされています。そして、そうした状況が「いじめ現象」等の温床になっているのです。この問題は、第165国会の「教育基本法に関する特別委員会」において、野党議員(共産党・志位議員)がとりあげていますが(10月30日)、政府・文科省は、教育基本法を「改正」し、〈高度に競争主義的な教育制度を助長する〉のではなく、現行の教育基本法を生かし、〈高度に競争主義的な教育制度の是正〉に向け、真剣な取り組みを進めるべきときなのです。

## 5. 「いじめ自殺」問題が問いかけるもの。

いじめ問題には、複雑で複合的な側面があり、その原因についての分析や考察も、

さまざまです(前島康男『増補版・いじめ—その本質と克服の道すじ』創風社)。特に、思春期の子どもが、いじめ自殺にいたるまでの過程については、さらに複雑な問題や個別的な事情があります。ただ、教育臨床心理学の専門家である横湯園子教授(中央大学)は、精神科医の中井久夫氏の「いじめとは何か」という文献を紹介しながら、いじめが深刻化するプロセスを説明していますので、横湯教授の指摘をもとに、そのプロセスを少し紹介しておきます(2000年度、教育講演会「不登校・登校拒否をどう理解するか」の記録より)。

最初の段階は、いじめの作戦が、標的の子どもを「孤立化」させる作戦という段階です。いじめのターゲット(標的)が決まると、「こいつをやるぞ」とみんなにピーアールして、やられなかった人は「ああ、よかった」とほっとして離れる。こういう段階を中井氏は、「孤立化」と定義づけています。この段階で、いじめられている子どもは、何らかのサインを周囲の人にだしており、周囲の人が、この段階で「いじめ」の深刻さに気づき、適切に対応すれば、いじめを克服することも十分可能だと思います。

第2の段階は、「無力化(作戦)」の段階です。いじめられている子どもは、「一切の反撃は無駄である、どんなにやっても無駄なんだ」と観念させられます。この段階は、親や先生にチクッタ(訴えた)ということをお口に、いじめが深刻化し、例えばメッタ打ちにされる段階です。そして、そのうちに「大人に話すことは卑怯だ」とか、「チクル(訴える)とは何だ」とか、被害者である当事者(いじめられている子ども)は、加害者である支配者(いじめている子ども集団)の洗脳をうけて、当事者(いじめられている子ども)の内面(心の内側)まで、「訴えることは卑怯でみっともない」という考えで支配されていきますが、これが「無力化」の段階です。もはや訴えることも、闘うこともしなくなる状態が「無力化」段階なのです。

第3の段階は、「無力化」段階がさらに深刻化し、中井氏は、「透明化」という段階をむかえる、と指摘しています。この段階にいたってしまった子どもは、周囲の人や友人にも、まったく訴えかけなくなり、サインもださなくなります。横湯教授は、「大体自殺する子どもたちは、この段階で自殺している」と指摘しています。あと半年したら卒業だと分かっている、その半年というのは現実の生活に関係なく、その先の先のこと、永遠の遠い遠い世界であるという状況の中で「もう自分の人生は終わりなんだ」ということで亡くなっていく。これは空間的にも、現実的にも、周りの人間が実際存在しているのでなくて、すべての世界が、自分を支配している「支配者」としてしか見えなくなっていく、「時間」という感覚もなくなっていくという状態です。

以上が、「いじめ自殺」に至るプロセスに関する理論的仮説の概要ですが、例えば、「孤立化」や「無力化」の段階で、いじめを受けている子どもが、登校拒否を選択し、実行する場合があります。それは、当事者である子ども本人にとって、自らの尊厳性と自らの生命(いのち)を守るための〈最善の選択〉になることも少なくありません(いじめ自殺を回避するための不登校)。つまり、この点で、「不登校を半減させる」等の数値目標は、まったく無意味なのであり、そうした数値化の中で、逆に子どもを追い詰める事態をまねくことにもなってしまうのです。

いじめ自殺へのプロセスをみると、途中の段階を発見した場合、質の高いカウンセラー(臨床心理士)の協力などが、どうしても必要になると思われます。また、子ど

もによっては、いじめの初期の段階で、いじめを苦にして自殺を選択してしまう場合もあります。それだけに、「学校や教師」が、子どもをめぐる「いじめ問題」をできるだけ早期に察知し、そして適切かつ的確に対応することが決定的に重要になります。

そのために大切なことは、教師や周囲の人が「子どもにきめ細やかに配慮した (child-sensitive) 方法」や「子どもにとって親切で優しい (child-friendly) 関係」を重視して日常的に子どもと関わり続けることです。そして、現行の教育基本法第 2 条にあるように、教師と子ども、そして子ども同士が「自他の敬愛と協力」関係を築くために、継続的に努力しつづけることが、なによりも求められるのです。しかし、政府の「改正」案は、いじめ問題を克服するための指針となる、現行法の第 2 条「教育の方針」を完全になくしており、政府案どおりに教育基本法が「改正」されてしまえば、いじめ問題を真に解決する手がかりが教育法規の上から消えてしまうことになります。私たちが「いじめ自殺」問題から考えなければならないのは、教育基本法を「改正」することなのではなく、現在の学校教育の在り様を、現行の教育基本法を基礎にしたものに戻し、現行の教育基本法を日常的に生かしていくことなのではないでしょうか。